

子 発 0330 第 5 号  
令和 4 年 3 月 30 日

各  $\left( \begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \\ \text{児 童 相 談 所 設 置 市 市 長} \end{array} \right)$  殿

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成 2 年 3 月 5 日付け児発第 133 号）において具体的に示しているところである。

今般、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 46 号）の一部及び「民法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 59 号）が本年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市区町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

改 正 後	現 行
<p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 児童相談所の設置</p> <p>(1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県(指定都市を含む。)に設置義務が課されている。(法第12条第1項、第59条の4、地方自治法第156条)</p> <p>また、平成16年児童福祉法改正法により、平成18年4月からは、指定都市以外にも個別に政令で指定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされ、平成28年児童福祉法等改正法により、平成29年4月からは、政令で指定する特別区も、児童相談所を設置することができることとされた。(法第59条の4第1項)</p> <p>児童相談所の管轄区域は、令和元年児童福祉法等改正法により、令和5年からは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする事とされた。(令和5年の令和元年児童福祉法等改正法施行後の法第12条第2項)</p> <p><u>参酌すべき基準については「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」(令和3年政令第209号)により、</u></p> <p><u>① 地理的条件について、児童相談所の管轄区域は1又は2以上の市町村(特別区を含む。指定都市においては、1又は2以上の区)の区域であって、児童相談所と市町村及び学校、医療機関その他関係機関(以下「関係機関等」という。)とが相互に緊密な連携を図ることができるよう、管轄区域内の主要な関係機関等の利用</u></p>	<p>第1章 児童相談所の概要</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 児童相談所の性格と任務</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3. 児童相談所の設置</p> <p>(1) 児童相談所はその任務、性格に鑑み、都道府県(指定都市を含む。)に設置義務が課されている。(法第12条第1項、第59条の4、地方自治法第156条)</p> <p>また、平成16年児童福祉法改正法により、平成18年4月からは、指定都市以外にも個別に政令で指定する市(児童相談所設置市)も、児童相談所を設置することができることとされ、平成28年児童福祉法等改正法により、平成29年4月からは、政令で指定する特別区も、児童相談所を設置することができることとされた。(法第59条の4第1項)</p> <p><u>※</u> 児童相談所の管轄区域は、令和元年児童福祉法等改正法により、令和5年からは、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする事とされた。(令和5年の令和元年児童福祉法等改正法施行後の法第12条第2項)</p>

者の居住する地域を考慮したものであること。

② 人口について、管轄区域内の人口は「基本としておおむね 50 万人以下」であること。（目安としては 20 万人から 100 万人までの範囲。ただし、20 万人を下回る児童相談所の設置を妨げるものではない。）

③ 交通事情について、交通事情や関係機関の連絡調整の実施の状況を勘案し、区域内の各所へ移動しやすいよう管轄区域を定める必要があること。  
と示している。

(2)～(6) (略)

### 第3節 児童相談所の業務

#### 1. 相談の受付

(1)～(3) (略)

(4) 児童相談所が対象とする子どもとは18歳未満の者をいうが、第3章第2節にみるようにいくつかの例外規定が設けられており、18歳までにかかわってきた者の自立に資するためには、18歳以上でも直接支援を行っている他機関の要請があった場合、その者の最善の利益を優先して検討し対応する必要がある。

(5)、(6) (略)

2～5 (略)

### 第4～6節 (略)

## 第2章 児童相談所の組織と職員

### 第1、2節 (略)

### 第3節 職員構成

#### 1. 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とす

(2)～(6) (略)

### 第3節 児童相談所の業務

#### 1. 相談の受付

(1)～(3) (略)

(4) 児童相談所が対象とする子どもとは18歳未満の者をいうが、第3章第2節にみるようにいくつかの例外規定が設けられており、18歳までにかかわってきた子どもの自立に資するためには、18歳以上でも直接支援を行っている他機関の要請があった場合、子どもの最善の利益を優先して検討し対応する必要がある。

(5)、(6) (略)

2～5 (略)

### 第4～6節 (略)

## 第2章 児童相談所の組織と職員

### 第1、2節 (略)

### 第3節 職員構成

#### 1. 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とす

る。

B級一指導教育担当児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）、児童福祉司、相談員、医師（精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。）、小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。））、保健師、指導及び教育を行う児童心理司（以下「児童心理司スーパーバイザー」という。）、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士（「これに準ずる措置」も可。）、その他必要とする職員

A級一B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

## 2. 留意事項

(1) (略)

(2) 児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司であり、令和元年児童福祉法等改正法により、法第13条第6項に基づき、「児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者」とする要件に加え、「厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を終了した者でなければならない」とこととされた。なお、令第3条第2項において、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司5人につき1人（児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。））とし、これを参酌して定めるものとする。

(3)～(6) (略)

(削除)

る。

B級一指導教育担当児童福祉司（以下「児童福祉司スーパーバイザー」という。）、児童福祉司、相談員、医師（精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。）、小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。））又は保健師、指導及び教育を行う児童心理司（以下「児童心理司スーパーバイザー」という。）、児童心理司、心理療法担当職員、弁護士（「これに準ずる措置」も可。）、その他必要とする職員

A級一B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

## 2. 留意事項

(1) (略)

(2) 法第13条第6項に基づき、児童福祉司スーパーバイザーは、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童福祉司であり、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。なお、令第3条第2項において、児童福祉司スーパーバイザーの配置基準は児童福祉司5人につき1人（児童福祉司の数を6で除して得た数（その数に1に満たない端数があるときは、これを四捨五入する。））とし、これを参酌して定めるものとする。

(3)～(6) (略)

(7) (3)から(6)までの児童福祉司の数については、経過措置が置かれており、令和4年3月31日までの間は、児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県等はこれまでの規定による基準を標準として、児童福祉司の数を定めること

(7) 児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。

(8) 児童心理司（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）は、法第12条第7項及び令第1条の3に基づき、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。

(9) 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達等に課題を持つ子どもに対する医学的判断等から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であることから、各児童相談所に医師及び保健師をそれぞれ1人以上配置すること。

(10) 法第28条に基づく措置の決定その他法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこと。 弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること

ができる。

(8) 児童心理司スーパーバイザーは、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として指導及び教育に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。

(9) 児童心理司（心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）は、法第12条第7項及び令第1条の3に基づき、児童福祉司（里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。）2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。

(10) 医師又は保健師（児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員）については、児童虐待、発達障害、非行など心身の発達等に課題を持つ子どもに対する医学的判断等から、子どもと保護者に対する心の治療に至る連続的な関わりが必要であることから、各児童相談所に1人以上配置すること。

なお、令和元年児童福祉法等改正法において、令和4年度よりそれぞれ1人以上配置することとされたことに留意すること。

(11) 弁護士の配置に関する「これに準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

なお、令和元年児童福祉法等改正法において、第28条第1項を

等が考えられる。(単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。)

(11) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。

(12) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

#### 第4節 (略)

#### 第5節 職員の資格、研修等

##### 1. 職員の資格

(1)、(2) (略)

(3) 児童福祉司スーパーバイザーについては、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であり、令和元年児童福祉法等改正法により令和4年度から、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないとされた。(法第13条第6項、平成29年厚生労働省告示第131号)

(4)、(5) (略)

##### 2. 職員の研修等

(1) (略)

(2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「任用後研修」という。)を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育(スーパービジョン)に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。(法第13条第6項及び第9項、平成29年厚生労働省告示第131号)

(3)～(9) (略)

3 (略)

必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うこととされたことから、弁護士の配置等に努められたい。

(12) 業務に支障がないときは、職務の共通するものについて、他の相談所等と兼務することも差し支えない。

(13) 一時保護所関係職員は、家庭から離れた子ども達の不安な心情や行動に対して柔軟に対応できる人員を配置することとする。

#### 第4節 (略)

#### 第5節 職員の資格、研修等

##### 1. 職員の資格

(1)、(2) (略)

(3) 児童福祉司スーパーバイザーについては、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者であり、令和元年児童福祉法等改正法により令和4年度から、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならないとされた。

(4)、(5) (略)

##### 2. 職員の研修等

(1) (略)

(2) 児童福祉司は厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(以下「任用後研修」という。)を受けなければならない。また、児童福祉司スーパーバイザーについては、指導及び教育(スーパービジョン)に必要な知識・技術の修得のためにスーパーバイザー研修を受講するものとする。(法第13条第9項、平成29年厚生労働省告示第131号)

(3)～(9) (略)

3 (略)

## 第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

## 第1節 (略)

## 第2節 相談の受付と受理会議

## 1、2 (略)

## 3. 年齢要件

児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。

## (1) 少年法との関係に由来するもの

罪を犯した満14歳以上の子どもの通告（家庭裁判所が通告の受理機関となる。）（法第25条第1項）

(2) 18歳以上の成年者に係るもの

- ① 里親等に委託されている者の委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している者の在所期間の延長（法第31条）
- ② 18歳に達するまでに法第33条第1項及び第2項の規定により一時保護（一時保護委託を含む。）が行われた者の保護期間の延長（法第33条第6項及び第7項）
- ③ 18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護（法第33条第8項及び第9項）

(削除)

(削除)

- ④ 義務教育を終了した満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（法第33条の6第1項）

## 第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

## 第1節 (略)

## 第2節 相談の受付と受理会議

## 1、2 (略)

## 3. 年齢要件

児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。

## (1) 少年法との関係に由来するもの

罪を犯した満14歳以上の子どもの通告（家庭裁判所が通告の受理機関となる。）（法第25条第1項）

(2) 18歳以上の未成年者に係るもの

- ① 里親等に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子どもの在所期間の延長（法第31条）
- ② 18歳に達するまでに法第33条第1項及び第2項の規定により一時保護（一時保護委託を含む。）が行われた子どもの保護期間の延長（法第33条第6項及び第7項）
- ③ 18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合又は当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護（法第33条第8項及び第9項）

④ 18歳以上の未成年者について児童相談所長が行う親権喪失等の審判の請求及びこれらの審判の取消しの請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求（法第33条の7から法第33条の9まで）

⑤ 里親等委託中の18歳以上の未成年者で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対する親権代行（法第47条第2項）

⑥ 義務教育を終了した子ども又は子ども以外の満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施（法第33条の6第1項）



4～12 (略)

第3～8節 (略)

#### 第4章 援助

##### 第1節 援助の種類

(1) (略)

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条(児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第82条第1項により保護者等に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをしたい旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(5) (略)

第2～3節 (略)

##### 第4節 里親

1～4 (略)

##### 5. 子どもの委託

(1)～(6) (略)

(7) 措置延長

里親に委託された子どもが、18歳に達しても里親に委託を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで、引き続き委託を継続することができる。特に、進学や就職をしたが生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、本人の自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、里親の意見を聞き、

4～12 (略)

第3～8節 (略)

#### 第4章 援助

##### 第1節 援助の種類

(1) (略)

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第2条(児童相談所長又は都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)に基づき不服申立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第82条第1項により保護者に対し、不服申立ての方法等について教示しなければならない。また、同法第82条第2項に基づき、子どもが利害関係人として行政処分に不服申立てをしたい旨の申出があった場合には、不服申立て方法等について教示しなければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(5) (略)

第2～3節 (略)

##### 第4節 里親

1～4 (略)

##### 5. 子どもの委託

(1)～(6) (略)

(7) 措置延長

里親に委託された子どもが、18歳に達しても里親に委託を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで、引き続き委託を継続することができる。特に、進学や就職をしたが生活が不安定な場合や、障害や疾病等により進学や就職が決まらない場合など、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要な場合には、里親の意見を聞き、



あらかじめ本人等の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には、積極的に委託期間の延長を行う。

なお、進学や就職に伴い里親の居宅から離れた場所に居住することとなる者についても、委託期間の延長により継続的な支援が必要で、里親が定期的な状況確認を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き委託を継続することができる。

※定期的な状況確認については、特に里親の居宅から離れた場所に居住し始めた直後は手厚い支援が必要であり、訪問による本人の状態の把握や生活に関する本人からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、本人を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、里親の居宅から離れた場所に居住し始めた直後の2か月間は2週に1回程度、その後は毎月ないし2か月に1回程度行うこととする。

6～11 (略)

第5節 (略)

第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1. 措置の決定等

(1)～(9) (略)

(10) 措置の開始、解除、停止、在所期間の延長を行うに当たっては、その旨を保護者、児童福祉施設長等に通知する。なお、18歳に到達した者の措置を延長する場合(18歳に到達する以前にあらかじめ措置延長することを決定した場合を含む。)については、その旨を本人、児童福祉施設長等に通知する。

また、保護者に対する措置決定通知書には、施設入所中の施設長による監護措置等についても付記することが望ましい。(5)参照

(11) (略)

2. 入所又は委託中の援助

き、あらかじめ子ども、保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合には、積極的に委託期間の延長を行う。

6～11 (略)

第5節 (略)

第6節 児童福祉施設入所措置、指定発達支援医療機関委託

1. 措置の決定等

(1)～(9) (略)

(10) 措置の開始、解除、停止、在所期間の延長を行うに当たっては、その旨を保護者、児童福祉施設長等に通知する。

また、保護者に対する措置決定通知書には、施設入所中の施設長による監護措置等についても付記することが望ましい。(5)参照

(11) (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1)～(3) (略)

(4) 面会・通信の制限

①～④ (略)

⑤ 子どもの住所又は居所の非開示

強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、非開示とする理由等を必ず記録する。

(5) (略)

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1)～(4) (略)

(5) 在所期間の延長

ア (略)

イ 18 歳に到達した入所者については、措置につき親の同意を得る必要はなく、本人の意に反しない限り入所等を継続できる（親が不同意であっても家庭裁判所に審判を申し立てる必要はない。）。

在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ本人等の意向を確認するとともに、本人等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続は、18 歳に達する日までに完了し、延長年限を付して本人及び施設長に通知する。

なお、本人が成人した後も、入所者の親が入所者の処遇等に関わっていることもあるため、必要に応じて入所者の親にも入所の継続等について説明するなどといった対応を行うことが望ま

(1)～(3) (略)

(4) 面会・通信の制限

①～④ (略)

⑤ 子どもの住所又は居所の非開示

強制入所等（法第 28 条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して子どもの住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は子どもの保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は子どもの住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録する。

(5) (略)

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1)～(4) (略)

(5) 在所期間の延長

ア (略)

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、本人等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続は、18 歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

しく、必要に応じて本人に加えて入所者の親に措置を延長する旨を連絡することも差し支えない。

また、未成年者に係る法第 28 条第 2 項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。

なお、進学や就職に伴い児童福祉施設等から離れた場所に居住することとなる者についても、措置期間の延長により継続的な支援が必要で、児童福祉施設等の職員が定期的な訪問を行うなど、監護者としての役割を果たしていると判断される場合は、引き続き措置を継続することができる。

※定期的な訪問については、特に児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後は手厚い支援が必要であり、訪問による本人の状態の把握や生活に関する本人からの具体的な相談に応ずるなど積極的に支援することとし、その後においても、本人を孤立させずに相談しやすい関係を保持することが重要である。このため、児童福祉施設等から離れた場所に居住し始めた直後の 2 か月間は 2 週に 1 回程度、その後は毎月ないし 2 か月に 1 回程度行うこととする。

4 (略)

5. 障害児入所施設の利用契約等

(1) ～ (9) (略)

(10) また、障害児入所施設に入所する障害児及び障害者が円滑に成人期に相応しい環境へ移行できるようにするため、都道府県（政令市）、市町村、児童相談所、障害児入所施設及び基幹相談支援センター等の相談支援事業所が取り組むべき内容について、「障害児の新たな移行調整の枠組みの構築に係る手引き」（「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」（令和 3 年 12 月 23 日障発 1223 第 3 号）別紙 1）において整理したところ、当該手引きを踏まえ、「協議の場」又は「個別ケース

また、法第 28 条第 2 項に基づく措置の期間を更新する必要がある場合には、在所期間の延長の手続の前に家庭裁判所の承認を受けておく。

4 (略)

5. 障害児入所施設の利用契約等

(1) ～ (9) (略)

(新設)

会議」等への参画・協力」及び「障害児入所施設における移行支援計画の作成支援」について積極的に協力されたい。

(11) 障害児通所支援については、児童相談所は以下の対応が求められる。

- ① 市町村が障害児通所給付支給要否決定を行うにあたって、児童相談所等の意見を聞くことが必要と認めるときは、その求めに応じて意見を述べること（法第 21 条の 5 の 7）
- ② 都道府県は市町村の求めに応じ障害児通所給付費等の通所給付に係る業務に関し、児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うこと（法第 21 条の 5 の 10）

(12) 里親又はファミリーホームに委託されている子ども及び乳児院又は児童養護施設に入所している子どもが障害児通所支援を受けるに当たっては、児童相談所は、当該児童の最善の利益を確保する観点から、その必要性について十分検討し、市町村との十分な連携を図ること。

(13) 上記に記載していない事項については、当節の 1～4 を参考に取扱うこと。

#### 第 7 節 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

(1) 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の者（以下この節において「満 20 歳未満義務教育終了児童等」という。）及び大学等に就学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満 20 歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。以下この節において「満 20 歳以上義務教育終了児童等」という。）を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的と

(10) 障害児通所支援については、児童相談所は以下の対応が求められる。

- ① 市町村が障害児通所給付支給要否決定を行うにあたって、児童相談所等の意見を聞くことが必要と認めるときは、その求めに応じて意見を述べること（法第 21 条の 5 の 7）
- ② 都道府県は市町村の求めに応じ障害児通所給付費等の通所給付に係る業務に関し、児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うこと（法第 21 条の 5 の 10）

(11) 里親又はファミリーホームに委託されている子ども及び乳児院又は児童養護施設に入所している子どもが障害児通所支援を受けるに当たっては、児童相談所は、当該児童の最善の利益を確保する観点から、その必要性について十分検討し、市町村との十分な連携を図ること。

(12) 上記に記載していない事項については、当節の 1～4 を参考に取扱うこと。

#### 第 7 節 児童自立生活援助の実施（自立援助ホーム）

(1) 児童自立生活援助事業は、義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない 20 歳未満の子ども（以下この節において「満 20 歳未満義務教育終了児童等」という。）及び大学等に就学中であって、満 20 歳に達した日から満 22 歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子ども（満 20 歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満 20 歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。以下この節において「満 20 歳以上義務教育終了児童等」という。）を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与する

する事業である。本事業の運営主体は都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等である（法第6条の3第1項）。

(2)～(8) (略)

第8・9節 (略)

第10節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1 (略)

2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求

親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第33条の7の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失等の審判の請求を行うことを検討する必要がある。

また、児童虐待防止法でも、第11条第6項において、児童相談所長は、同条第4項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。

これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。

ことを目的とする事業である。本事業の運営主体は都道府県、市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等である（法第6条の3第1項）。

(2)～(8) (略)

第8・9節 (略)

第10節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1 (略)

2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求

親権は子の福祉を図ることを目的として、父母が有する特別の権利並びに義務であるから、不適切な行使をしている父母があった場合には、適切な行使をするよう指導する。その上で、不適切な行使が改まらず、子の福祉を守り難い場合には、児童相談所長は、法第33条の7の規定に基づき、家庭裁判所に対して親権喪失等の審判の請求を行うことを検討する必要がある。

また、児童虐待防止法でも、第11条第6項において、児童相談所長は、同条第4項の規定による勧告に保護者が従わず、親権を行わせることが著しく子どもの福祉を害する場合には、必要に応じて適切に法第33条の7の規定による親権喪失等の審判の請求を行うものとされている。

これらの規定に基づき、子の利益を最優先に考え、適切に親権喪失等の審判の請求を行う必要がある。親権喪失等の審判の請求の検討に当たっては、子の意向を十分配慮するものとする。

なお、親権喪失等の審判の請求並びに3. の未成年後見人の選任及び解任の請求は、子ども及び18歳以上の未成年者（2. 及び3. において「子ども等」という。）について行うことができることか

また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨

イ 親権停止

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。

親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるまでには至らない事案や、親権者が子どもに必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。

また、一定期間経過後にあっても父母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。

親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。

なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

(3)～(6) (略)

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に子どもを保護する必

ら、18歳以上の未成年者に係る親権喪失等の審判請求に関しても相談援助を行う。

また、保護者指導に当たっては、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日付け雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参照されたい。

(2) 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の趣旨

イ 親権停止

児童相談所長は、父母による親権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、親権停止の審判の請求をすることができる。

親権停止の制度は、2年を超えない範囲内で期限を区切って親権を制限するものであり、親権を喪失されるまでには至らない事案や、親権者が子ども等に必要な医療を受けさせることに同意しない場合など、一定期間の親権制限で足りる事案について活用を検討する。

また、一定期間経過後にあっても父母の対応に改善が見られず、引き続き、親権を制限すべき場合には、再度、親権停止の審判を請求することもできる。

親権停止制度では、一定期間経過後の親権の回復や家族の再統合が想定されており、児童相談所が保護者支援・指導を進め、将来の親子再統合に結びつけることが期待される。

なお、親権停止の場合でも、親権喪失の場合と同様、親権の回復が適当である場合には、取消請求を行うことができる。

(3)～(6) (略)

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に子ども等を保護する



必要がある場合には、家事事件手続法第 174 条に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任）の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、子どもに親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の子どもについては児童相談所長が、施設入所中の子どもについては施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

(8) ～ (10) (略)

3 (略)

4. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に開始する（民法第 838 条第 1 号）。未成年後見の開始後、家庭裁判所は、親権者の遺言の指定により未成年後見人となるべき者がいないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている（民法第 840 条）。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法第 33 条の 8 第 1 項では、親権を行う者のない子どもについて、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。

必要がある場合には、家事事件手続法第 174 条に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任）の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、子どもに親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の子どもについては児童相談所長が、施設入所中の子どもについては施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

(8) ～ (10) (略)

3 (略)

4. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

未成年後見は、未成年者に対して親権を行う者がいないとき等に開始する（民法第 838 条第 1 号）。未成年後見の開始後、家庭裁判所は、親権者の遺言の指定により未成年後見人となるべき者がいないとき又は未成年後見人が欠けたとき、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任するとされている（民法第 840 条）。児童相談所長は、この利害関係人に含まれると解され、法第 33 条の 8 第 1 項では、親権を行う者のない子ども等(子ども及び 18 歳以上の未成年者)について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないと規定している。

ここで親権を行う者のない場合としては、親権を行う者が死亡した場合、親権喪失等の審判がなされた場合などの親権を行使する権限を有する者がいない場合及び行方不明である場合などの事実上親権を行使することが不可能な場合が想定される。



このような場合であって、子どもの権利利益の擁護を図るなど子どもの福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。

具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。

また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。

なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時又は請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。

#### ア 選任が考えられる具体的な事例

(ア) 子どもが住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、子どもが安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合

(イ) 施設入所等中の子どもの多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において子どもの安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、子どもに継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

#### イ 選任が必要となる具体的な事例

(ア) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が

このような場合であって、子ども等の権利利益の擁護を図るなど子どもの福祉のため必要があるときに、未成年後見人の選任を請求しなければならない。

具体的には、例えば次のアに掲げる事例について未成年後見人の選任を検討することが想定される。

また、特に、法律上の手続や多額の財産の管理が必要であり、法定代理人がなければ手続に支障が生じる場合には、未成年後見人の選任が必要となる。具体的には、次のイの事例が想定される。

なお、未成年後見人の選任の請求を親権喪失等の審判の請求と併せて行う場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないが、両者を関連事件として考慮しつつ家庭裁判所の手続が進められることも少なくないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失等の審判の請求と同時又は請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行われたい。

#### ア 選任が考えられる具体的な事例

(ア) 子ども等が住居、就労先を確保し、入所措置や里親委託を解除して独立して生計を立てる場合に、その後、子ども等が安定した生活を営むためには未成年後見人による親権の行使が不可欠となることが想定されるため、選任が必要と考えられる場合

(イ) 施設入所等中の子ども等の多額の財産の管理や法律上の手続を行うために親権代行ではなく未成年後見人の選任が必要な場合など里親、施設等において子ども等の安定した監護のために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

(ウ) 医療ネグレクトの事案において親権喪失等の審判があった場合に、その後、子ども等に継続的に治療を行うために未成年後見人の選任が必要と考えられる場合

#### イ 選任が必要となる具体的な事例

(ア) 次のように法律上の手続を行うために未成年後見人の選任が

必要である場合

a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない子どもが養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合

b 多額の相続財産の分割協議が必要である場合

(イ) 不動産等の重要な財産の処分や多額の保険金の受領等、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人選任の手続

ア 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る子どもの住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。

イ 未成年後見人となりうる者

(ア) 法人の未成年後見人

未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、子どもが入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、子どもの権利擁護の活動を行う法人、子どものシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。

なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が子どもの身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。

また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。

(イ) 複数の未成年後見人

必要である場合

a 親権者がおらず、また、施設入所中ではないため、施設長による親権代行等がなされない子どもが養子縁組を行うため、法定代理人の承諾が必要な場合

b 多額の相続財産の分割協議が必要である場合

(イ) 不動産等の重要な財産の処分や多額の保険金の受領等、多額の財産の管理のために未成年後見人の選任が必要である場合

(2) 未成年後見人選任の手続

ア 申立ての対象となる家庭裁判所

未成年後見人の選任請求に係る子ども等の住所地の家庭裁判所に申立てを行うものとされている。選任請求に当たっては事前に当該家庭裁判所と十分に相談し、申立書の記載事項や添付書類等について確認されたい。

イ 未成年後見人となりうる者

(ア) 法人の未成年後見人

未成年後見人には、個人又は法人を選任することができる。法人としては、例えば、子ども等が入所していた児童養護施設を運営する社会福祉法人、子どもの権利擁護の活動を行う法人、子ども等のシェルター（緊急一時避難所）を設置運営する法人などが想定される。

なお、これらの法人を未成年後見人候補者として家庭裁判所に推薦する場合には、当該法人が子ども等の身上監護を適切に行うことのできる態勢を整えているか否かを見極めて行う必要がある。

また、適切な候補者を推薦するためには、日常的に候補者となり得る法人について情報を収集し、適宜連携を図るなどして、受け手を確保するように努めることが必要である。

(イ) 複数の未成年後見人

家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第 840 条第 2 項）。

複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第 857 条の 2 第 1 項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法第 857 条の 2 第 2 項）。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護権を行使することとなる。

また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が事務を分掌して権限を行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第 857 条の 2 第 3 項）。

事務分掌の定め例としては、弁護士等の専門職と子どもの親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。

複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。

#### ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

(イ) 未成年者（子ども）の本籍、住所、氏名、生年月日、電話番号、

家庭裁判所は、未成年後見人として複数の者を選任することが可能であり、未成年後見人を追加して選任することもできる（民法第 840 条第 2 項）。

複数の未成年後見人が選任された場合には、共同して権限を行使することとなる（民法第 857 条の 2 第 1 項）が、家庭裁判所はそのうち一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきことを定めることができる（民法第 857 条の 2 第 2 項）。この場合、その定めがされた未成年後見人は、財産管理権（他の未成年後見人との共同行使）のみを有することとなり、他の未成年後見人が身上監護権を行使することとなる。

また、家庭裁判所は、財産管理権について、各未成年後見人が単独で行使すべきこと（単独行使の定め）又は複数の未成年後見人が事務を分掌して権限を行使すべきこと（事務分掌の定め）を定めることができる（民法第 857 条の 2 第 3 項）。

事務分掌の定め例としては、弁護士等の専門職と子ども<sup>等</sup>の親族を後見人に選任し、専門職後見人が財産に関する権限のみを行使することと定めた上、専門職後見人に主要な財産に関する財産管理事務を、親族後見人にその他の財産管理事務（例えば、日常的な財産管理等）を分掌する場合などが想定される。

複数の未成年後見人の選任を請求する場合には、各未成年後見人の役割分担について関係者と相談した上で請求することが望まれる。

#### ウ 申立書の記載事項

申立書には、次の事項を記載する。なお、書式については、請求先の家庭裁判所に書式を確認されたい。

(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及び連絡時に用いる電話番号

(イ) 未成年者（子ども<sup>等</sup>）の本籍、住所、氏名、生年月日、電話番

職業又は在校名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（子ども）の資産収入、取扱経緯等）

(エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（子ども）との関係（法人の場合は名称、所在地等）

(オ) その他必要な事項

なお、次の(3)で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。

(ア) 未成年者（子ども）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）

(イ) 親族関係図

(ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書

候補者が法人の場合は登記事項証明書

(エ) 財産目録及び収支状況報告書

(オ) その他申立書の内容を裏付ける資料（児童記録表等から必要部分を抽出した経過報告書等）

(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行

児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った子どもに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、

号、職業又は在校名

(ウ) 申立ての趣旨及び実情（申立ての原因、動機、未成年者（子ども等）の資産収入、取扱経緯等）

(エ) 未成年後見人候補者の本籍、住所、勤務先、氏名、生年月日、職業、電話番号、未成年者（子ども等）との関係（法人の場合は名称、所在地等）

(オ) その他必要な事項

なお、次の(3)で想定されている事例等においては、未成年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄にして申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付する。

エ 添付書類

次の資料を添付する。なお、必要書類については、請求先の家庭裁判所に確認されたい。

(ア) 未成年者（子ども等）の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票又は戸籍の附票（世帯全員の記載のあるもの）

(イ) 親族関係図

(ウ) 未成年後見人候補者の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）及び住民票（世帯全員の記載があるもの）又は未成年後見人候補者を掲げることができないことに係る理由書

候補者が法人の場合は登記事項証明書

(エ) 財産目録及び収支状況報告書

(オ) その他申立書の内容を裏付ける資料（児童記録表等から必要部分を抽出した経過報告書等）

(3) 未成年後見人請求の間の親権の代行

児童相談所長は、(1)の未成年後見人の選任の請求を行った子ども等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、

親権を行うものとされている（法第 33 条の 8 第 2 項）。

未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない子どもについて、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的場面としては例えば次のケースが想定される。

ア 子どもに多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合

イ 子どもに医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合

なお、施設入所中の子どもについては、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。

(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている子どもに対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている（法第 33 条の 8 第 2 項ただし書）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第 36 条の 28 第 1 項）。

ア 養子にしようとする子どもの本籍、氏名、年令及び性別

イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

ウ 養親になろうとする者の家庭の状況

エ 縁組を適当とする理由

オ 養子及び養親の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組

間、親権を行うものとされている（法第 33 条の 8 第 2 項）。

未成年後見人が選任されるまでの間は、施設入所中ではない子ども等について、児童相談所長が親権を行使することとなるが、親権の行使が必要となる具体的場面としては例えば次のケースが想定される。

ア 子ども等に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合

イ 子ども等に医療行為が必要であり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合

なお、施設入所中の子ども等については、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、施設長が親権を行うことから、児童相談所長が親権を行うことは想定されない。

(4) 親権代行中の縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている子ども等に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている（法第 33 条の 8 第 2 項ただし書）。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う（則第 36 条の 28 第 1 項）。

ア 養子にしようとする子どもの本籍、氏名、年令及び性別

イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

ウ 養親になろうとする者の家庭の状況

エ 縁組を適当とする理由

オ 養子及び養親の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）

カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組



が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない（同条第2項）。

#### (5) 未成年後見人選任後の対応

未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの子ども等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。

また、子ども等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。

未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。

### 第11節 延長者等に対する援助

#### 1. 趣旨

児童相談所長は、延長者（法第31条第4項に規定する延長者をいう。）や保護延長者（法第33条第8項に規定する保護延長者をいう。）など、狭義の措置児童以外の者の支援にも関与することがある。これらの者に関しては、次の対応をとることも想定されるところであり、事案に応じて適切な支援を行う。

#### 2. 親等の不当な介入に対する対応

18歳以上の者については、親（当該18歳以上の者が児童であったときに保護者であった者をいう。）が子の所在地に押し掛け、つきまとい、面会要求等の不当な介入をする場合には、一時保護や施設入所等の措置をとることができない。

また、親権者以外の親族に監護されている未成年者や、自立したり民間のシェルターで生活している未成年者等については、これらの措置によることが適当ではない場合がある。

が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許否の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない（同条第2項）。

#### (5) 未成年後見人選任後の対応

未成年後見人の選任後、児童相談所は、未成年後見人からの子ども等に関する相談に応じ、助言するなどの必要な援助を行う。

また、子ども等の状況を把握する中で、未成年後見人による不適切な権限行使を察知した場合には、速やかに家庭裁判所へ連絡するなど適切に対応する。

未成年後見人解任の請求を行う場合には、親権喪失等の審判の請求に準じて行う。ただし、この請求は、解任される当該未成年後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。

### 第11節 その他未成年者に対する援助

#### 1. 趣旨

児童相談所長は、子ども以外の未成年者（新規ケースも含む。）に対しても、民法上の親権喪失等の審判の請求や未成年後見人の選任請求等を行うこととされている。これらの相談の過程において、18歳以上の者などの未成年者に関しては、次の対応をとることも想定されるところであり、事案に応じて適切な支援を行う。

#### 2. 保護者の不当な介入に対する対応

18歳以上の未成年者については、保護者が子の所在地に押し掛け、つきまとい、面会要求等の不当な介入をする場合には、一時保護や施設入所等の措置をとることができない。

また、親権者以外の親族に監護されている未成年者や、自立したり民間のシェルターで生活している未成年者等については、これらの措置によることが適当ではない場合がある。

このような者（以下「延長者等」という。）に対しては、本人から親や保護者による虐待やつきまとい等の具体的内容について聴取した上で、以下のような支援を行う。このほか、未成年者の親権者に対しては、親権喪失等の審判の請求を検討する。

(1) 民事訴訟又は保全処分による措置

裁判所による当該延長者等への面談強要等の禁止を求めるものとして、民事上の差止請求又は民事保全法に基づく仮処分の申立てが考えられる。

具体的には、人格権に基づく妨害排除請求又は被害予防請求としての面談強要等禁止を求める訴えの提起又は訴えの権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分の申立てによることとなるため、必要に応じて弁護士等と相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

なお、未成年者は制限行為能力者であり、自ら訴えの提起及び民事保全の申立てをすることができないことから、当事者が親権者である場合には、親権喪失又は親権停止の審判をした上で、法定代理人において訴えの提起等を行うことが原則であるが、法定代理人の選任手続を待っていたのでは損害を受けるおそれのある場合など緊急を要するときには、特別代理人の選任を申し立てた上で、親権喪失等の審判を経ずに訴えの提起等を行うことも考えられることに留意する。

(2) 警察への相談

親や保護者が延長者等につきまとい等を行っている場合には、事案によりストーカー行為等の規制等に関する法律や他の刑罰法令に抵触することも考えられることから、必要に応じて警察に相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

3. その他本人に対する支援

成人した者は民法上親権者の親権に服しなくなるため、施設長等

このような未成年者に対しては、本人から保護者による虐待やつきまとい等の具体的内容について聴取した上で、親権喪失等の審判の請求を検討するほか、以下のような支援を行う。

(1) 民事訴訟又は保全処分による措置

裁判所による当該未成年者への面談強要等の禁止を求めるものとして、民事上の差止請求又は民事保全法に基づく仮処分の申立てが考えられる。

具体的には、人格権に基づく妨害排除請求又は被害予防請求としての面談強要等禁止を求める訴えの提起又は訴えの権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分の申立てによることとなるため、必要に応じて弁護士等と相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

なお、未成年者は制限行為能力者であり、自ら訴えの提起及び民事保全の申立てをすることができないことから、当事者が親権者である場合には、親権喪失又は親権停止の審判をした上で、法定代理人において訴えの提起等を行うことが原則であるが、法定代理人の選任手続を待っていたのでは損害を受けるおそれのある場合など緊急を要するときには、特別代理人の選任を申し立てた上で、親権喪失等の審判を経ずに訴えの提起等を行うことも考えられることに留意する。

(2) 警察への相談

保護者が未成年者につきまとい等を行っている場合には、事案によりストーカー行為等の規制等に関する法律や他の刑罰法令に抵触することも考えられることから、必要に応じて警察に相談するよう助言するなどの相談支援を行う。

(新設)



の親権代行の規定についても適用がなくなる。また、成年に達した者が行った契約については、未成年者取消権を行使することができなくなる。

ただし、親権等を行うことがなくなった後も、施設長等は当該施設等の入所者を適切に養護することが求められることから、引き続き必要な支援を行うこと。

## 第5～6章 (略)

## 第7章 市町村との関係

### 第1節～第3節 (略)

### 第4節 その他

#### (1)～(2) (略)

(3) 児童相談所は市町村が障害児通所支援等を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。なお、障害児通所支援に関しては、「第4章第6節5. 障害児入所施設の利用契約等(11)」に記載の必要な援助等を行うこと。

#### (4)～(9) (略)

## 第8章 各種機関との連携

### 第1～13節 (略)

### 第14節 警察との関係

#### 1 (略)

#### 2. 児童相談所へ通告される事例

##### (1) (略)

(2) 警察が児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに児童通告書又は口頭により児童相談所に通告されるとともに、口頭により通告されたときには、その内容を記載した書面が事後に

## 第5～6章 (略)

## 第7章 市町村との関係

### 第1節～第3節 (略)

### 第4節 その他

#### (1)～(2) (略)

(3) 児童相談所は市町村が障害児通所支援等を行う場合には、必要に応じ判定、相談等を行う。なお、障害児通所支援に関しては、「第4章第6節5. 障害児入所施設の利用契約等(10)」に記載の必要な援助等を行うこと。

#### (4)～(9) (略)

## 第8章 各種機関との連携

### 第1～13節 (略)

### 第14節 警察との関係

#### 1 (略)

#### 2. 児童相談所へ通告される事例

##### (1) (略)

(2) 棄児、迷子、虐待を受けた子ども等の通告は、通知書等の文書により行われるよう事前に警察と調整しておく。

<p><u>当該児童相談所に送付される。(少年警察活動規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第1号)第39条第2項)</u></p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第15～21節</p> <p>第9章 (略)</p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第15～21節</p> <p>第9章 (略)</p>
---	---